

1 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

本校の「学校いじめ防止基本方針」は、教育目標「心身ともに健全で、高いところざしをもち、社会に貢献できる人間を育てる」、学校経営方針「すべての生徒が安心・安全に生活し、夢や希望に向かって歩める学校」の下、学校と地域、家庭、その他の関係機関と連携を図り、「いじめをしない、させない、許さない」学校の確立を目指して、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた対策を推進するために策定するものである。

なお、本校の「学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」、「東京都いじめ防止対策推進条例」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」、「台東区いじめ防止対策推進基本方針」に基づいて策定する。

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの態様>

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

<インターネットを通じて行われるいじめの態様>

- ・ インターネットの掲示板やブログ、グループ掲示板等へ誹謗中傷等を書き込まれる。
- ・ 本人になりすまして、個人情報や本人にとって不利益となる情報を拡散される。
- ・ 悪口等が書かれたメールを、複数の人に転送するよう求められる。
- ・ 差出人を詐称した攻撃的なメールが届く。

等

(2) いじめの認知

- ・ 「いじめの認知」は教職員個人ではなく、「学校いじめ対策委員会」の協議を経て、学校（組織）として行う。「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえ、いじめであるかどうかを判断し、「いじめの認知」を行う。

(3) いじめの解消

- ・ 「いじめの解消」は教職員個人ではなく、「学校いじめ対策委員会」の協議を経て、学校（組織）として行う。「学校いじめ対策委員会」は、少なくとも次の二つの条件が満たされていることを前提に、生徒の状態等を総合的に捉え、必要に応じて他の事情も考慮して判断し、「いじめの解消」とする。

① いじめに係る行為の解消

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を受けていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・ いじめが「解消している」状態は、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る。そのため、被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

3 いじめ防止のための組織

いじめの防止対策及びいじめ発生時の対応を組織的に行うため、その中核となる「学校いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、各学年主任、養護教諭

いじめが認知された場合には、当該生徒の学級担任や特別支援教育コーディネーター、情報を得た教職員、スクールカウンセラーを加える。なお、学校いじめ対策委員会は毎月一回以上開催する。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の主な役割

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」を保護者会や学校便りで周知
- ・ スクールカウンセラーによる全員面接の計画、実施
- ・ 生徒間のトラブルに関する情報収集・共有
- ・ いじめの認知・解消に関する協議
- ・ 対応方針の作成、役割分担
- ・ 対応状況の確認、経過観察

等

4 いじめ防止年間計画

月	未然防止	早期発見	早期対応
4月	アンガーマネジメント教育 セーフティ教室		学校いじめ対策委員会
5月	スクールカウンセラー面談	にこにこアンケート	
6月	SOSの出し方に関する教育	ふれあいアンケート 校内研修	
7月		相談窓口一覧配布	
8月			
9月		にこにこアンケート	
10月			
11月	いじめ予防授業	ふれあいアンケート 校内研修	
12月		相談窓口一覧配布	
1月	道徳授業地区公開講座、立志式	にこにこアンケート	
2月		ふれあいアンケート 校内研修	
3月	↓	相談窓口一覧配布	↓

- ・ 各学年で、いじめに関する授業を年三回以上実施する。
- ・ リーフレット等を活用し、いじめに関する指導を行う。

5 いじめの未然防止

(1) ころざし教育の充実

生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として捉え、主体的に考えさせるために、台東区の「ころざし教育」の視点に立ち、立志式や道徳教育を通して、人としての正しい行動や信念をもたせる。「人権教育」において、生徒に対して意図的に人権問題に正対させ、いじめにより人権が侵害されている問題性について生徒が認識し、行動できるようにする。

(2) いじめ防止の視点と意識の醸成

「にこにこアンケート」、「ふれあいアンケート」の実施により、生徒が常に自分自身の行動を振り返ることができる視点をもたせ、いじめにつながる行動を抑制させる。また、「いじめをしない、させない、許さない」生徒の育成を目指す。

(3) 合意形成や意思決定の場面の設定

学級活動や総合的な学習の時間等で、グループ学習やペア学習、話し合い活動等、生徒が協働で課題を解決する取組を行い、よりよい人間関係を構築できるように指導を工夫する。

(4) SNSルールの策定

インターネットやSNSの利用によって生じるいじめを防止するため、「セーフティ教室」や安全指導を通して、情報機器を活用する際の情報モラル教育を推進する。また、「駒中SNSルール」を生徒会で策定し、生徒にSNSを安全に利用するためのルールについて考えさせる。

(5) アンガーマネジメント教育の実践

各学年、年間を通じて5時間、アンガーマネジメント教育を実践する。生徒が他者とコミュニケーションを図る際、怒りの感情をコントロールしたり回避させたりすることで、怒りの感情やいじめ行為が他者に向かわないようにするためのスキルを身に付けさせる。

(6) SOSの出し方に関する教育の推進（第一学年）

不安や悩みを抱えている生徒が、信頼できる大人や友達に相談することができるように、「SOSの出し方に関する教育」を推進する。些細なことでも担任や他の教職員に相談するように指導し、身近にいる大人や友達がSOSを受け止め、支援する力の向上を図る。また、第一学年の全生徒を対象にスクールカウンセラーとの面談を実施し、悩みを抱えた際にスクールカウンセラーへ相談することも選択肢の一つであることを認識させる。

(7) 家庭や地域、関係機関等との連携

「道徳授業地区公開講座」や「セーフティ教室」、「いじめ予防授業」等の推進を図り、家庭や地域、関係機関等が連携していじめ防止の取組を実践する。

6 いじめの早期発見

(1) いじめに関する校内研修の充実

いじめは当事者以外からは見えにくい性質をもつ。遊びやゲームを装う等、巧妙化や偽装化が進んでおり、大人の目に付きにくい時間や場所で行われることが多い。これらの特徴を全ての教職員が認識し、ささいな兆候であってもいじめの可能性を疑い、的確に認知するため、いじめに関する校内研修を年3回（6月、11月、2月）実施する。

(2) 相談機会の確保

連絡帳を通したやり取りを含め、日頃から教職員が生徒とのコミュニケーションを深め、悩んでいる生徒が相談できる機会の確保に努める。何気ない生徒の言動から異変に気づき、いじめの兆候を見逃さないように意識を高める。

(3) 「にこにこアンケート」の実施

本校独自の「にこにこアンケート」（年3回：5月、9月、1月）を実施する。生徒に学校での生活について振り返らせ、よりよい学校生活を送るための一助とする。教職員は、生徒の状態や学級の状態を把握し、アンケート結果に基づき、生徒への聞き取りや指導を行う。

(4) 「ふれあいアンケート」の実施

「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に「ふれあいアンケート」（年3回：6月、11月、2月）を実施するとともに生徒の様子を把握し、教職員と情報を共有する等、生徒がいじめの被害を訴えやすい環境を整備し、いじめの実態を把握する。また、必要に応じてスクールカウンセラーと連携し、いじめを受けている疑いがある生徒の教育相談を実施する。

7 いじめの早期対応

(1) 報告・連絡・相談

特定の教職員がいじめの問題を一人で抱え込まず、報告・連絡・相談を速やかに行える体制をつくる。いじめの疑いに気付く、いじめの兆候を発見する、通報を受ける等の場合は、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

(2) 組織として対応

「学校いじめ対策委員会」では、事実確認の方策について協議し、学校全体で事実を組織的に確認する。「学校いじめ対策委員会」は事実確認の結果を踏まえ、いじめの定義に基づき、いじめを認知する。「学校いじめ対策委員会」は指導方針及び指導体制を決定し、職員会議等で共通理解を図り、対応する。

(3) いじめに対する措置（「いじめ防止対策推進法」第23条）

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

8 いじめ重大事態への対処

(1) いじめ重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。 → 「生命心身財産重大事態」、「1号重大事態」
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 → 「不登校重大事態」、「2号重大事態」

(2) いじめ重大事態の認知

① 学校の設置者又は学校が判断したとき

学校の設置者又は学校は、重大事態として扱われた事例を参考としつつ、「生命心身財産重大事態」の疑い、「不登校重大事態」の疑いが生じた段階から調査の実施に向けた取組を開始する。なお、疑いがあるかどうか確認できていない場合には、調査を通じて確認を行う。

② 生徒や保護者から申立があったとき

生徒や保護者から、重大事態の申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、『いじめ重大事態に係る申立様式』を保護者に記入してもらい、具体的な状況を把握する。生徒や保護者から、重大事態の申立を受けたが、学校が生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、「学校いじめ対策委員会」による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

確認の結果、申立に係るいじめが起り得ない状況であることが明確である等、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

(3) 重大事態の発生報告

- ・ 学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する（学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態の発生報告を行う）。

(4) 重大事態発生時の初動対応

- ・ 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。
- ・ 学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。また、学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく。

(5) 重大事態の対応

- ・ 学校の設置者と協議の上、当該事案に対処する調査組織を招集する。
- ・ 調査組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査結果については、被害生徒・保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ スクールカウンセラーや諸機関と協力して当該生徒のケアを行う（加害生徒・いじめを伝えた生徒の安全確保も含む）。
- ・ 被害生徒・保護者には、情報収集（事実確認・聞き取り）後、指導方針、途中経過、指導後の状況について連絡を行う。

9 関係機関との連携

(1) 学校サポートチーム

被害生徒・加害生徒・周囲の生徒に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」を設置する。構成員は、次の関係機関からいじめの事案に応じて構成され、役割分担をして、問題の解決に向けて対応する。

〔学校内〕…校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー 等

〔地域住民〕…民生・児童委員、PTA役員、保護者 等

〔教育関係〕…教育委員会、教育支援センター、東京都教育相談センター 等

〔警察・司法関係〕…警察署（少年サポートセンター）、保護観察所、法務局 等

〔福祉関係〕…児童相談所、子供家庭支援センター 等

〔保健・医療関係〕…病院、保健所 等

〔その他〕…地域自治会、ボランティア団体 等

(2) PTA役員会、学校運営協議会

PTAや地域住民等が、被害生徒・加害生徒・周囲の生徒の保護者に働き掛けることに効果があると考えられる場合には、PTA役員を招集したり、学校運営協議会を開催したりして、協力を依頼する。

(3) 警察

いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、警察署に連絡し、連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、援助を求める。